

令和5年第3回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和5年3月27日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和5年第3回東串良町農業委員会会議録

令和5年3月27日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年3月27日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和5年3月27日 午前10時50分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数6名 欠席数1名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	×	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
出席数8名	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	1番	鶴丸 千尋		7番	大村 教男		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	若松 雄一		
会議に付した事項	<p>日程第1 議案第11号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第12号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第15号 農地のあっせん委員の選任について</p> <p>日程第6 議案第16号 令和5年度農作業の標準賃金について</p> <p>日程第7 議案第17号 下限面積の廃止について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

吉ヶ崎委員から、欠席届が参っております。
出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 5 年第 3 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番鶴丸委員と、7 番大村委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が 5 件 5 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第 1 議案第 11 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 4 件、賃借権が 15 件あります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをお開きください。

所有権の 13 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 14 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2 ページをお開きください。

次に 15 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 16 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをご覧ください。

賃借権の 36 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 37 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

4 ページをお開きください。

次に 38 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 39 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 40 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

5 ページをご覧ください。

次に 41 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 42 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 1 年 11 月の利用権設定でございます。

6 ページをお開きください。

次に 43 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 44 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

7 ページをご覧ください。

次に 45 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 46 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。
この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

8 ページをお開きください。

次に 47 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 9 年 11 月の利用権設定でございます。

次に 48 番、貸人は大崎町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

9 ページをご覧ください。

次に 49 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。
この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 50 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 6 年の利用権設定でございます。
この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため過半の同意を得ての賃借となります。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第11号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長(豎山)

次に、日程第2議案第12号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。資料10ページ、11ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が5件16筆、面積12,151㎡、使用貸借権が1件2筆、4,776㎡となっております。総面積は16,927㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長(豎山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

雪山の〇〇さんの畑を提出したが、期日に間に合わなかったのか。

事務局(若松)

農地係に確認をとってみます。

議長(豎山)

他にございませんか。

議長(豎山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第12号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転4件であります。

なお、資料13ページ15番については、譲受人が町外在住で、現地調査を行っておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは現地調査報告を稲村委員にお願いします。

（稲村委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和5年3月20日、月曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と堅山会長、事務局の計5人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、大崎町在住の譲受人が購入するものであり、作付予定作物は甘藷となっております。

譲受人は50年間の農作業の経験をもっており、農業への従事状況及び、保有している農地の面積は農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は大崎町永吉となっておりますが、岩弘から近いところであり、通作に関しても問題は特にないものと思われま

す。さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われま

す。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、資料 12 ページをお開きください。

所有権の 12 番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

所有権の 13 番、譲渡人は京都市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

13 ページをお開きください。

所有権の 14 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第 3 議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第4議案第14号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は所有権移転が1件、賃借権設定が3件ございます。

それでは、資料14ページ、〇〇さんからの転用申請についてを議題といたします。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしております。それでは報告を稲村委員にお願いいたします。

（稲村委員現地調査報告）

それでは、報告させていただきます。

令和5年3月20日月曜日に、転用に係る現地調査を、私と堅山会長と事務局の計5名で行いました。

また、関係者として、申請人の〇〇さんが出席されました。

申請地は周囲を宅地で囲まれており、農地の広がり10ヘクタール以下でありますので農地区分としましては、第2種農地に相当すると思われ

ます。費用については融資により賄う予定であるとのこと

です。転用する面積は514㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われ

ます。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われ

ます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（堅山）

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

質疑はありますか。

木佐貫委員

この土地は袋になっているみたいですが。入り口はあるのですか。

事務局（駿河崎）

手前が宅地ですよね。そこも含めての申請です。

議長（堅山）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料 15 ページ、〇〇さんからの転用申請について、現地調査報告を杉木委員にお願いします。

(杉木委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 5 年 3 月 2 0 日月曜日に、転用に係る現地調査を、私と吉ヶ崎委員と事務局の計 4 名で行いました。

申請地は農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

す。費用については自己資金により賄う予定であるとのこと

です。転用する面積は 890 m²であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長 (堅山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鶴丸委員

隣のハウスは誰のハウスですか。水の被害があるおそれがあるが

事務局 (駿河崎)

〇〇さんです。立ち合いもしてもらっています。

議長 (堅山)

他にございませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料 16 ページ、〇〇さんからの転用申請について、現地調査報告を杉木委員にお願いします。

(杉木委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和5年3月20日月曜日に、転用に係る現地調査を、私と吉ヶ崎委員と事務局の計4名で行いました。

申請地は農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

す。なお、持留川土地改良区から転用を行っても差し支えないという意見書も添付書類として提出されております。

費用については融資により賄う予定であるとのこと

です。転用する面積は2,007㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長(堅山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料 17 ページ、〇〇さんからの転用申請について、現地調査報告を松留和江委員にお願いします。

(松留和江委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 5 年 3 月 20 日月曜日に、転用に係る現地調査を、私と吉ヶ崎委員と事務局の計 4 名で行いました。

また、関係者として、地権者の〇〇さんと〇〇さんが出席されました。申請地は農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

す。なお、持留川土地改良区から転用を行っても差し支えないという意見書も添付書類として提出されております。

費用については融資により賄う予定であるとのこと

です。転用する面積は 3,209 m²であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長 (堅山)

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第 4 議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長 (堅山)

次に、日程第 5 議案第 15 号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、賃借を求める申し出が 1 件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議長(堅山)

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局(駿河崎)

それでは、私の方で説明させていただきます。
資料 18 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、19～20 ページの図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長(堅山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と大村委員を指名いたします。委員長は鶴丸委員にお願いしたいと思います。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思っております。

よって、日程第 5 議案第 15 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第 6 議案第 16 号令和 5 年度農作業の標準賃金について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。21ページをお開きください。

この議案は、先月の第2回定例会の協議会において内容を説明したところです。今回は農地の賃借料情報を取りまとめ、追加したものです。

以上で説明を終わります。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結します。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第6議案第16号令和5年度農作業の標準賃金については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第7議案第17号下限面積の廃止について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。22ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地を取得する要件として、農地法第3条に規定する下限面積を廃止します。

内容としまして、東串良町全域に設定していた下限面積30aを廃止するものです。ただし、下限面積以外の農地権利取得要件は、これまでと同様に引き続き適用されます。適用時期は4月総会の審議案件からです。

以上で説明を終わります。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（豎山）

質疑を終結します。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第7議案第17号下限面積の廃止については、原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※4月現地調査：20日（木）

定例総会：25日（火）

申請締切：31日（金）※4月分

議長（豎山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和5年第3回定例総会を閉会いたします。